

第7 労働災害に伴う相談と休業補償給付立替貸付の事業

あいりん地区の日雇労働者は、大企業の下請、孫請等の零細企業に就労することが多く、建設業をはじめとして、運輸、製造業などの肉体労働に従事しているが、そこでは、雇用関係、労働環境、危険度の高い作業内容等の関係から、労働災害が発生している。

日雇労働者が、就労中に負傷し、又は疾病にかかり休業を要する場合には、その日から収入が途絶え、日頃の貯えがない限り、たちまち明日からの生活に困るのが現状である。

当センターでは、このような地区のニーズにこたえ労働災害を受けた労働者の手続上、処理上、に関する相談と、休業期間中の生活のため、休業補償給付が労働基準監督署から支給されるまでの間、立替貸付を実施している。

以前は休業補償給付が支給される際に、労働者と労基署まで同行し、精算する、手数のかかる手法により行っていたが、業務の増加と制度の啓発が進むにつれて、大阪労基局、管内労基署の協力を得て、「受任者払い」が承認され、この業務も大きく前進した。

1. 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は、下表のとおり、25,926件にのぼり、これらの相談は大別して

◎ 労災保険法などに関する手続上、処理上の問題

◎ 一時立替に関する問題

に区分される。

手続上の相談は、一般に労災保険法があまり知られていないことから生じる問題で、たとえば、災害を受けた時にどのような手続きをとれば、病院に行けるのか、あるいは、給付を受けられるのか、等である。

これらについては、法に基づく手続きを、関係様式を交付して説明し、必要の都度、事業主に連絡、又は依頼し、処理している。

窓口で困難な例としては、初めての就労現場で負傷し、事業主が不明である。現場や、道順を記憶していない。負傷の事実を誰にも報告していない。又は、現認事実があいまいであるなどが多く、その他例をあげると

◎ 現場で便所に行く途中、転んで怪我をした。

◎ 安全帽不着用を理由に事業所は手続きをとってくれない。

◎ 休業補償の事業主負担分（待機期間）3日分を支払わない。

◎ 労災手続きをとらず、飯場で療養するよう云われた。その後正規の療養を申立てているが、やってくれない。

◎ 示談で金を受取ったが、休業が長びき生活に困っている。

等々である。

一方、事業所からは、労災手続をとらずに示談で、まとめて金を労働者に請求されているがと云う相談もあった。

これらは、労基法や、労災保険法に基づいて、処理しているが、双方の言い分が異なり、困難なときは、元請の事業所や労基署に解決を依頼している。

昭和52年度 労災休業補償給付立替貸付関係相談実施状況

項 目 月	労 災 事 故 相 談					
	労 災 一 般 相 談		立替貸付相談 差額・生活相談	労基署 連絡 事業所	そ の 他	計
	新 規	再 来				
4 月	141	363	766	255	213	1,738
5 月	173	408	845	279	328	2,033
6 月	167	423	948	321	211	2,070
7 月	244	415	1,023	352	232	2,266
8 月	302	485	1,033	376	196	2,392
9 月	197	417	963	291	154	2,022
10月	247	403	929	380	212	2,171
11月	233	459	1,003	392	235	2,322
12月	180	383	1,062	319	196	2,140
1 月	178	347	795	317	201	1,838
2 月	204	397	1,024	409	198	2,232
3 月	292	498	1,174	472	266	2,702
計	2,558	4,998	11,565	4,163	2,642	25,926

2. 休業補償給付の立替貸付

労災保険法に基づき療養を開始し、休業に入ると、その間の生活費は、あいらん地区の労働者にとっては、深刻な問題となる。

休業補償給付は、一定期間療養のため休業し、給付請求書に診療担当者の期間の証明と、事業主の証明をもらったのち、労基署に提出し、約3週間から1ヶ月後に支給される。

日雇労働者にとって、この間の生活維持が不能のために立替の必要が生じてくる。

この問題については、先づ直接の雇用主や元請事業所に、立替について、依頼を行っているが、趣旨を理解し、立替する事業所の例は少なく、その理由としては、

- たまたま日雇を雇ったのでそこまでは、面倒をみれない。
- 立替えねばならぬ義務が理解できない。
- 下請に何とかさせる等態度があいまい。

等が代表的で、なかには本人が東京までくれば、立替えるとか、飯場に戻れば面倒をみると云った極端な例もある。

このようなことから、現実に困っている労働者の対策として、当センターで、所定の手続きや経過を経たのち「立替貸付業務取扱規程」に基づき、休業補償給付の範囲で1日2,000円以内の立替貸付を行っている。

この業務は、

- 休業補償給付の範囲内での立替。
- 立替期間における生活上の相談。
- 定期的な事業所の協力を得て行う代理請求。
- 貸付金の回収

の順序で行うものであるが、52年度の立替貸付は、新規582人と継続の246人の合計828人に行った。

貸付延日数は、77,541日で、総立替貸付額は、3億5,100万余円にのぼっている。

立替を行っている828人の生活相談や労災に関する諸種の手続や、処理状況は、表に示すとおりであるが、日払いを原則としているので来所の際に様々な相談を持ち込んでくるのが現状である。

労災休業補償給付立替貸付状況（人数）

項目 月	新規貸付 人 員	貸付打切 人 員	貸 付 実 人 員	貸 付 延 日 数
繰 越	246			
4 月	41	39	287	6,302
5 月	50	55	298	6,767
6 月	49	62	292	6,674
7 月	48	52	278	6,181
8 月	51	54	277	6,267
9 月	39	38	262	5,841
10 月	47	44	271	5,925
11 月	49	36	276	6,315
12 月	46	33	286	6,892
1 月	41	50	294	7,030
2 月	51	54	295	6,387
3 月	70	61	311	6,960
計	582	578	828	77,541

その内容は、部屋代、衣服を買う、私病の治療代、金を落した、郷里に帰る金の工面、等々の理由で、労基署からの支給がない時点での先貸し申込みが主である。

これらは月末に特に多く、なかには、休業補償の額の不満、遅延に対する不平から、事業主、病院等に対する苦情まで持ち込まれ、これらを効果的に処理し、対応していくことに苦慮している状態である。

この立替事業で最も重要な事は、健全な債権管理であり、このことは、後で述べるが、月末、月初にかけて、立替貸付者すべての労基署への代理請求を行う。

労災補償給付代理請求事務処理状況

月 項目	7 号(療養)	8 号(休業)	10号(障害)	
4 月	5	299	7	311
5 月	7	263	5	275
6 月	4	236	9	249
7 月	4	228	2	234
8 月	7	249	6	262
9 月	8	244	5	257
10月	9	237	6	252
11月	7	256	5	268
12月	7	214	4	225
1 月	12	257	5	274
2 月	9	273	5	287
3 月	11	296	7	314
計	90	3,052	66	3,208

これにより、支払い、振込みを受けたのち個々の労働者について、差額精算を行う。

立替金の回収を図る過程において、何らかの理由によって、正常性を欠き遅れる場合があるが、その原因は、事業所にある場合が多く、賃金台帳未作成、請求書の証明遅延や放置、紛失が主なものとなっている。

支給が遅れている時は、早く請求するよう事業主に再三依頼するが、その場のがれに言を左右にし、積極性のない事業主もある。このような事業所に対しては、労基署に指導方を依頼するが、事実6ヶ月以上もおそく支給された例もある。

このように程度の差こそあれ、概して事業主の協力ば得られず、それが労働者への差額精算や、債権管理上にも支障となっている場合が多い。

3. 債 権 管 理

部分的に前述したが、健全な債権管理が、貸付事業を円滑に行っていく大前提であるのは言を待たない。

当日支払った立替金を、内訳書から管理簿に、確実に照合ののちの転記、あるいは、貸付台帳や、管理簿への労基署からの支払いの記帳等は、特に明確に行わなければならない。又、個人別および全体の債権の増減、回収状況等は、正常に運営するうえでの鍵となるため、事前の周到な資金計画も重要である。

52年度の貸付状況は下表のとおりであるが年度末債権残高の2,900万余円は、新年度になってから順調に回収されつつある。

しかしながら、一部の心ない人によって行われる不正受給が極めて少ないが生じていることは残念である。

これは、通院確認書の不正記入等により生じるものであるが、事後必要な調査や、関係機関の協力等により回収に努めている。



労災休業補償給付立替貸付状況（金額）

項 目 月	昭和52年度		昭和51年度	
	件 数	立替貸付額（円）	件 数	立替貸付額（円）
4 月	3,694	26,099,800	2,687	24,276,214
5 月	3,572	28,909,817	2,768	22,147,524
6 月	3,886	30,477,921	3,157	24,231,658
7 月	3,670	28,681,464	3,280	24,677,612
8 月	3,545	31,159,380	2,943	24,925,047
9 月	3,148	26,958,535	2,999	22,365,465
10月	3,196	25,283,191	2,965	23,713,661
11月	3,437	27,013,628	3,091	25,254,695
12月	3,452	38,077,332	2,964	34,255,412
1 月	3,216	23,603,280	2,734	20,018,623
2 月	3,601	29,095,372	3,085	24,072,970
3 月	4,083	35,649,296	3,652	28,139,173
計	42,500	351,009,016	36,325	298,078,054

労災立替貸付状況

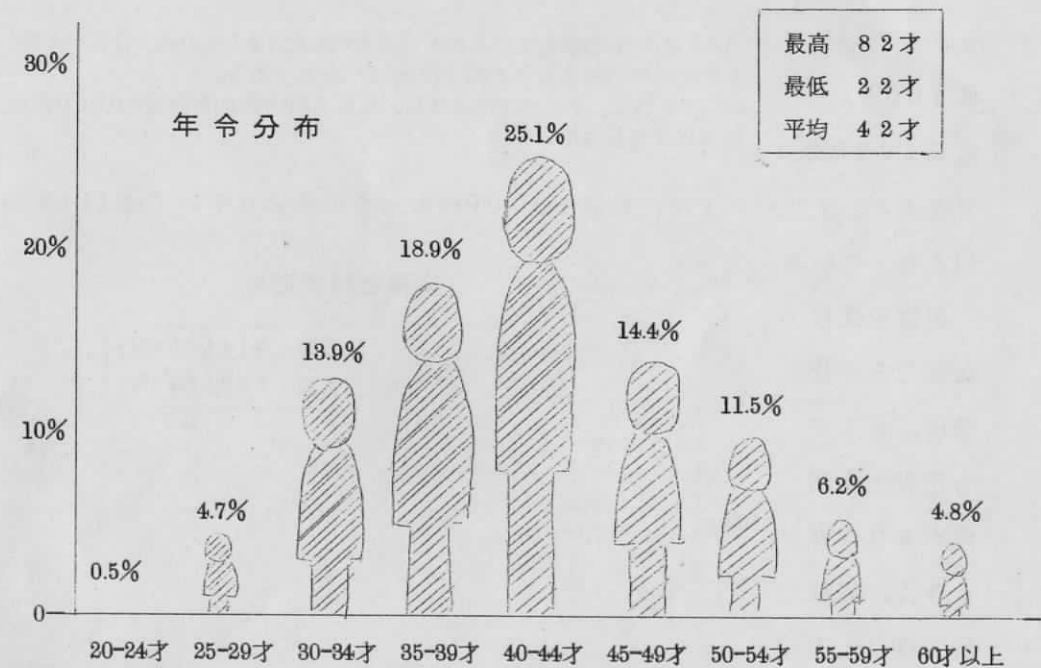
年度	件数	総立替貸付額円			
昭和45年		51,047,293			
46年		96,726,260			
47年		126,094,072			
48年		174,192,531			
49年		212,746,856			
50年	36,572	298,287,837	16%	35%	49%
51年	36,325	298,078,054	20%	32%	48%
52年	42,500	351,009,016	23%	31%	46%

一時立替 差額精算 日々・一括立替

4. 立替貸付労働者の実態

新しく相談に来所した労働者からは詳しく事情を聞き、立替貸付を認定するわけであるが、これらの相談記録から、582人の労災を適用されている労働者の実態をみると、先づ年齢層別分布は、図のとおり、最も若い人が22才、高令者は82才、平均42才である。

新規立替件数 582人	家族と同居している者	35 (6.1%)	賃金日額	最高	17,000円
	単 身 者	547 (93.9%)		最低	3,500円
				平均	6,500円
	西成区に居住している者	547 (93.9%)	休日 業補 び額	最高	12,126円
	そ の 他	35 (6.1%)		最低	2,345円
				平均	4,067円
(上枠欄、下枠欄の数値の一致は偶然である)					
労 災 回 数 (平 均)		1.3 回			



30才から39才までが32.8%、40才から49才まで39.5%で、働きざかりのこの層で72.3%を占めている。

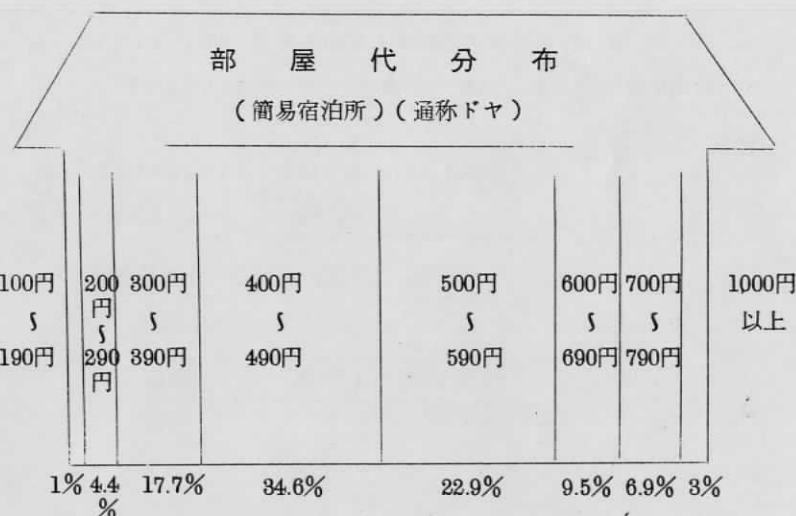
扶養家族があり同居しているものが35人、6.1%で、あとは全部単身者である。このなかには、郷里に妻や子供等扶養家族がいる人も多く、何らかの理由によって、離れて生活しているものと思われる。

現住所は西成区内が93.9%で、殆んどがいりん地区内の簡易宿泊所又は、アパートに居住している。

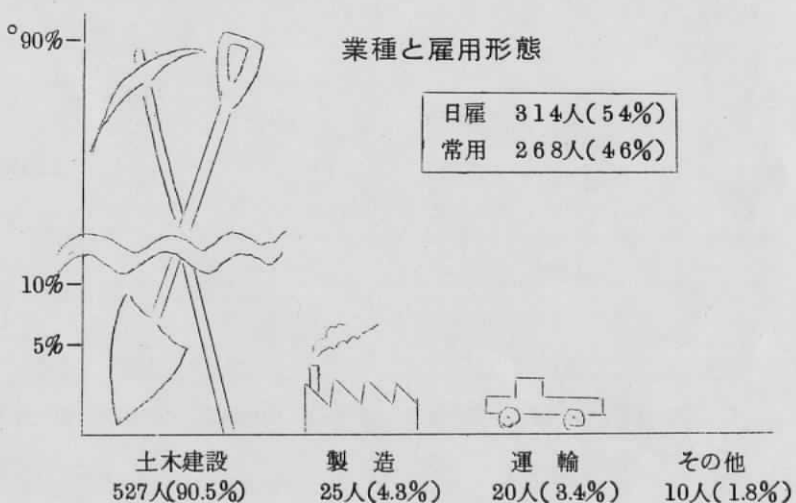
部屋代の現状は、平均で475円、最低100円から最高2,000円

であるが、アパートでは、最高40,000円と云うのもあり平均では11,537円となっている。

災害を受けた就労先の分類は、ここでも建設土木関係が90.5%と多く、職種別では、土工が359人で

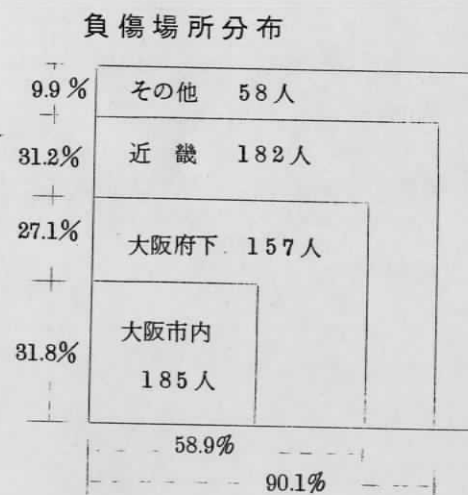


582名の内、宿泊している部屋代の判明した567名の内、日払いの簡易宿泊所に居住する者497名の部屋代分布である。残り70名は、アパートに居住し、最低4,200円から最高40,000円の部屋代を支払っている。



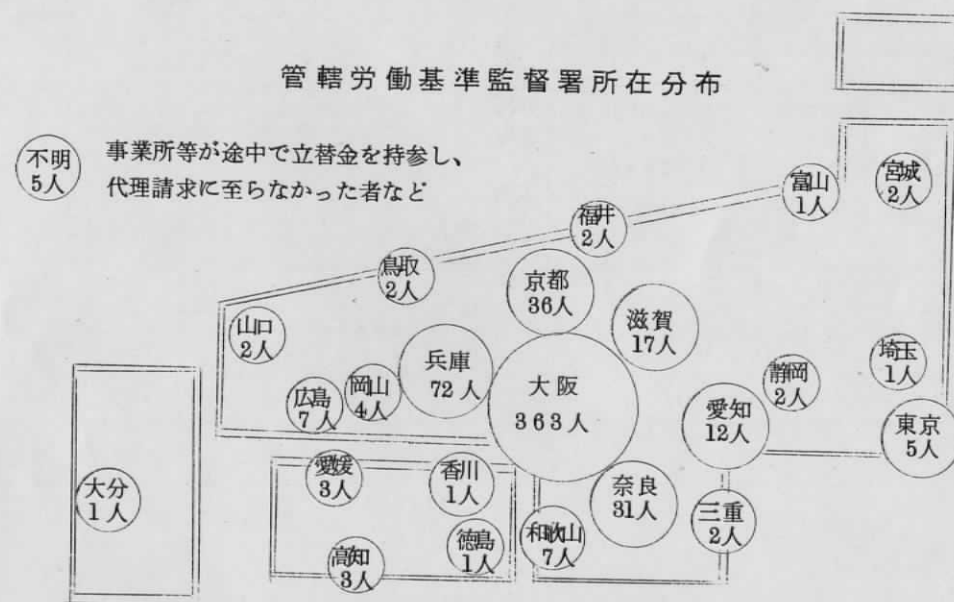
62%弱と大半を占め、以下鳶職、解体工、会社雑役、大工、鉄筋工等と続いている。土工が圧倒的に多いのは、前述のとおりこの地区の特色でもある。

雇用形態では、日雇が54%、常用が46%となっているが、ここで云う常用とは、いわゆる期間雇用を指している。



負傷現場の地域的分布は、大阪市内31.8%、府下27.1%で大阪府が58.9%、近畿2府4県で90.1%を占めている。その他では、北は宮城県、南は大分県と全国に及んでいる。

休業補償の支払を受けた労基署別分布は、図のとおりであるが、大阪労基局管内では62.4%、近畿で、90.4%を占めている。



負傷時刻も図のとおりで、負傷部分については、手足が35%弱で、ついで腰部、頭部の順位である。

傷病名では、手足部等の骨折が37.4%で最も多い。ついで打撲、挫傷、捻挫、切傷の順位である。

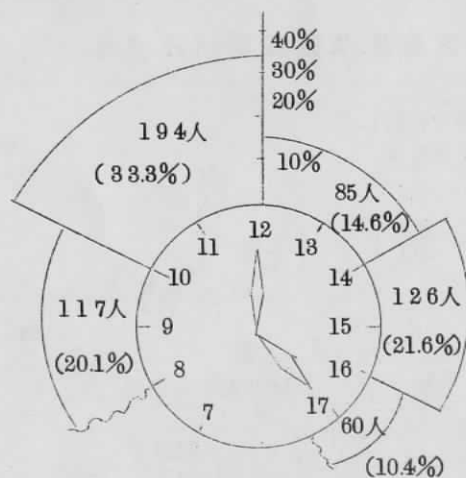
負傷部位と傷病名



傷病名と負傷部位



受傷時刻



賃金は、最高日額が17,000円で、最低は、3,500円である。平均6,500円と職業紹介の節で述べた額より高くなっているのは、全職種を一括して平均していることと、食事、交通費等の支給分を加算していることによる。

休業補償給付の日額では、最高12,126円、最低2,345円平均4,067円である。

休業補償給付の支給額は、従来の給付基礎日額の60%に加えて49年11月から、20%が休業特別支給金として支給されることとなった。

月当りの平均支給額は、122,010円であり、労働災害にあった回数では、最高が5回で平均1.3回となっている。

以上582人の立替貸付者の実態は、この地区の日雇労働者の平均的現状がかなり正確に反映しているものと考えられる。

次に52年度中に、治癒、症状固定、中止等で休業が終り、貸付を打切った578人についてみると、下図のとおりである。

前述の新規立替貸付者とよく似ているが、休業補償の受給の期間は、最高2,464日、最低1日で、平均181日約6ヶ月となっている。

手足の挫傷、打撲、捻挫等の負傷(足の骨折を除く)の場合の期間は平均以下で、頭部、脊髄損傷等については、休業が相当長期にわたっているのは当然であろう。

昭和52年度 労災立替貸付打切者状況

立替打切件数	平均 年 令		4 2 才
	5 7 8 人		

休業給付日数	最 高	2,4 6 4 日
	最 低	1 日
	平 均	1 8 1 日

業 種	土 木 建 設	5 1 2 人(8 8 . 6 %)
	運 輸	2 2 人(3 . 8 %)
	製 造	3 1 人(5 . 4 %)
	そ の 他	1 3 人(2 . 2 %)

雇用形態	常用	2 4 8 人(4 2 . 9 %)
	日雇	3 3 0 人(5 7 . 1 %)

負傷部位と傷病名



傷病名と負傷部位



以上労災に関する相談から立替貸付は、労働者の実態等について概説したが、あいりん地区で生活する労働者の多くは、不安定な状態での就労が多く、系統的な安全就労についての研修の機会が全くなく、加えて、労働災害についての一般的理解が不十分であること等が、種々の問題の発生要因となっている。

したがって、この地区の労働者の就労実態や、生活形態をふまえた上での、充分な啓発が必要である。

事業所側にしても、より充分な安全対策を構じる等の努力が望ましく、現場での配意や対策がそれだけ災害の防止に連がり、事前の若干の措置があれば発生しなかったであろうと思われる事故もある。

勿論、労働者自らの就労上での自覚、研修等による知識の啓発も必要であるが、一旦事故が発生したときは、法に基づく必要な手続をすみやかに行う等、労働者の自覚、事業主の理解をともに期待したい。

昭和52年度立替打切者状況 (負傷部位・傷病名・立替延・平均日数)

負傷部位 傷病名	手		足		頭		腰		全身		その他	
	立替延日数 立替 平均日数	人数	立替延日数 立替 平均日数	人数	立替延日数 立替 平均日数	人数	立替延日数 立替 平均日数	人数	立替延日数 立替 平均日数	人数	立替延日数 立替 平均日数	人数
挫	52 3067 58	119人 20.6%	39 5929 152	217人 37.5%	11 3056 277	41人 7.2%	7 569 81	55人 9.5%	3 336 112	7 170 24	11.2%	65人
切	16 792 49	32 5.5%	13 1341 103	18 20679 227	2 1258 629	3 340 113		7 590 84			1 42 42	23
骨	92 10187 110	216 37.4%	91 20679 227	47 5569 118	340 113 84	3 340 113	7 590 84	17 6846 402	8 5226 653	19 5821 306	1.809	19
打	19 1305 68	130 22.4%	47 5569 118	10 1154 115	20 8551 427	20 8551 427	17 6846 402	19 6479 341		19 5821 306	1.179	8
捻	2 314 157	35 6.1%	10 1154 115	17 580 34	1 250 250	1 250 250	19 6479 341	19 6479 341		8 1179 393	1.179	12
その他	7 722 103	46 8.0%	17 580 34	4 3000 750	4 3000 750	4 3000 750	5 1558 311	5 1558 311	1 287 287	12 5880 490	5.880	12

第8 生活相談・家庭身上相談

センターには、労働者の就労と生活に関する様々な相談が持ち込まれ、その内容は、複雑多岐に亘っている。そのうち職業紹介、労災事故相談、賃金の未払、不払の相談については、別途に述べるが、その他の多くは、福祉課で担当、処理している。

相談の内容の例を若干あげると

- 仕事にアブレ、食費、宿泊費がない。
- 辻強盗（シノギヤ）に遭い、暴力を受け、身ぐるみ強奪された。
- 転んで怪我をした。
- 病気で就労不能と診断されたが、民生福祉では、自己退院の前例があるので適用されない。
- 妻の出産の費用がない。
- 入院料の差額が払えない。
- 交通事故に遭ったが保険金受領までの生活ができない。
- 住民票の所在が不明。戸籍が抹消されているがどうすればいいのか。
- 雇用保険手帳を落したが、届いていないか。
- 事業所が健康保険の印紙を貼ってくれない。
- 実家に電話したいが金がない。
- 字が書けないので代筆して欲しい。

等々この地区の労働者の仕事と生活に関するもので、自分で解決できないすべての事柄を携えて来所し、センターは「よろず相談所」の様相を呈している。

しかしながら、これらのうちセンターで対処できる問題は少なく、多くは、他の関係機関に連絡し、処理している現状である。

今年度の取扱い件数は、下表のとおりで、分類不能のケースは「その他」としている。

このうち、健保手続、住民票等の取り寄せ、たずね人、交通事故関係の相

談が増加しているのが今年度の特色である。

昭和52年度 一般生活相談状況表

月	一 般 相 談	身上、家庭相談	そ の 他	合 計
4	137件	46件	716件	899件
5	204	52	750	1,006
6	264	73	799	1,136
7	238	89	719	1,046
8	257	50	710	1,017
9	195	45	613	853
10	210	45	687	942
11	247	55	693	995
12	213	89	773	1,075
1	240	90	751	1,081
2	189	56	560	805
3	188	80	578	846
合 計	2,582	770	8,349	11,701

1. 短泊紹介と生活援助

センター窓口で受付けた種々の相談の解決が当日中に完了することは、極めて少なく、その内容が、直接生活に係るものだけに貯えのない労働者にとっては、深刻な問題である。

したがって、相談終了時は、「何とかして欲しい」がすべてであり、このうち真にやむを得ないものに限り、宿泊の紹介をする。

宿泊は、一泊を基本とし、労働者を社会福祉法人大阪自彊館に、食事を含めて紹介する。

今年度の宿泊紹介状況は、下表のとおり前年度に比し若干増加しているが、労働者の希望はこれらをはるかに超え、特に就労困難な雨期や冬期には殺到する。

真にやむを得ないものを決定するために詳しく事情を聴取するが、予算的にも最終的には、抽選による場合がある。

選にもれ寒い屋外に去る労働者の後姿に、或る種の感情が湧き、心情的に偲びない時もあるが、僅かな金銭的援助で、明日の労働力を培える場合は、交通費、連絡費、あるいは、宿泊費の一部を貸与することとしている。

昭和52年度 短期宿泊紹介状況

	紹介人員	宿泊実人員	宿泊回数	食 事 内 訳			
				朝 食	昼 食	夕 食	合 計
昭和52年 4月	46	44	46	46	3	46	95
5月	91	87	89	89	9	89	187
6月	97	94	97	97	11	97	205
7月	94	88	91	90	17	91	198
8月	79	74	76	76	6	76	158
9月	59	58	60	60	5	59	124
10月	51	44	46	46	5	46	97
11月	71	69	70	70	6	70	146
12月	46	44	46	46	5	46	97
昭和53年 1月	71	70	73	73	8	73	154
2月	56	55	56	55	6	56	117
3月	54	53	55	55	4	55	114
年 度 合 計	815	780	805	803	85	804	1,692
前年度合計	614	567	585	578	50	584	1,212
対 比	+201	+213	+220	+225	+35	+220	+480

2. たずね人の相談

たずね人の相談を受けた場合、本人への呼びかけのためのポスターを掲示したり、早朝寄場でのマイク放送をつづける等、比較的簡易な業務内容であるが、年間91件の依頼があり、そのうち、本人が名乗り出たり、知人友人等の連絡で音信のとれたケースは、31件、34%と、この種業務では、解決率が非常に高い。(別表1)

また、依頼主は家族、肉親であるものが、大半で、71人、78%となっている。(別表2)

たずね人の年齢構成は、7割までが30~40才代で、当地区での労働者の年齢構成と全く同じである。(別表3)

出身地の比率は、西日本が圧倒的だが、日本全国から、夫々の素因を持つ人達が集まっていることが分かる。(別表4)

たずね人を探し出すに際しての手法は、解決率を上げるためにも、日雇労働者被保険者登録からの割り出しが望ましいが、対象者が何かの理由により別の姓名を使っている場合も多く、決定的とは云えない面もある。

たずね人、各種統計表

別表1

処理状況表

内 訳	件 数	比 率
解 決	31件	33.9%
継 続	35件	38.6%
中 止	25件	27.5%

別表2

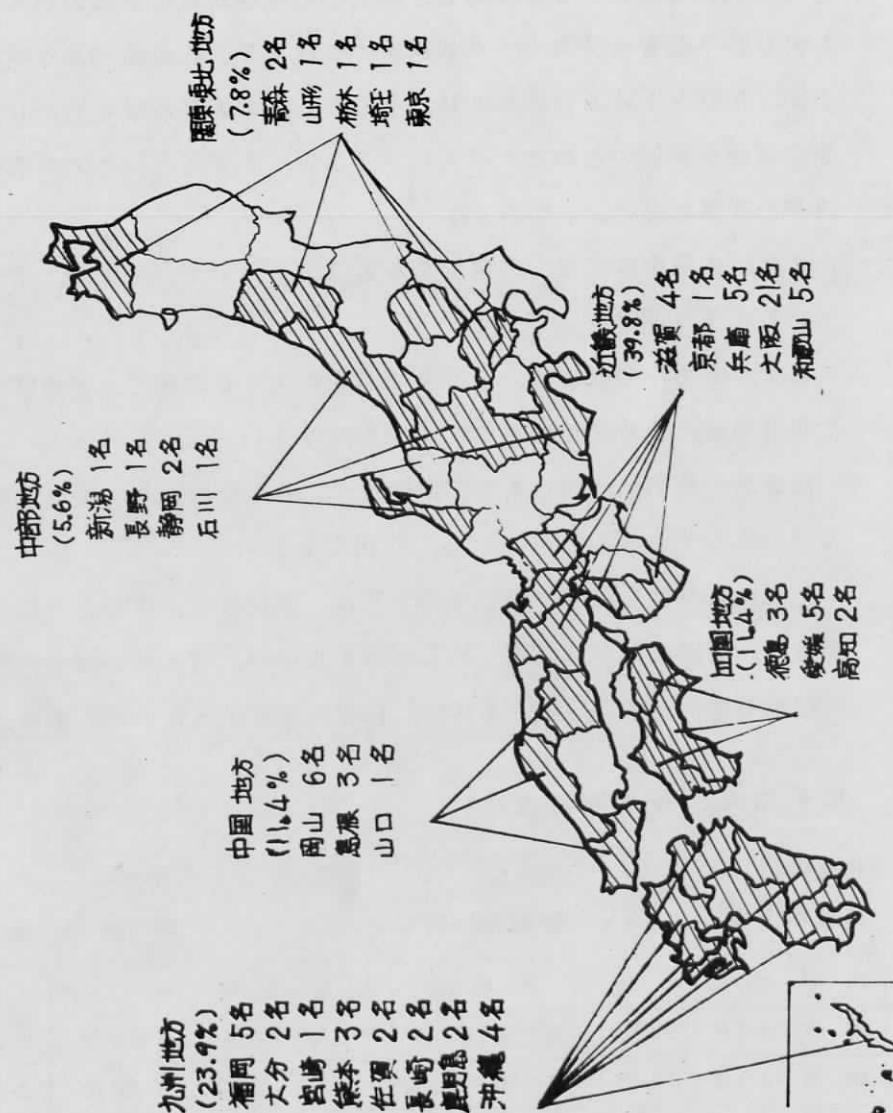
依頼主別表

依 頼 主	人 数	比 率
家 族・肉 親	71人	78%
友 人・知 人	8人	8%
事業主・その他	12人	14%

別表3

年 齢 別 表

年 代	人 数	比 率
20才代	14人	15.2%
30才代	28人	30.4%
40才代	33人	35.8%
50才代	9人	9.8%
60才以上	3人	3.8%
不 明	4人	5.4%
計	91人	



3. 病床見舞金品の給付

この地区の労働者のうちで、負傷、疾病等により、1ヶ月以上の入院加療を要し、原則的に他の社会保障制度の適用を受けることなく、援助を必要とするものについては、1名あたり2,000円程度の金品を支給する制度がある。

この制度の52年度支給数は、下表のとおりだが、他の相談件数に比して、措置数が少ないのは、傷病手当金制度の定着、および当制度の適用基準等によるものと推定される。

当地区の労働者の多くは、他の社会保障制度を、何らかの理由で適用されない、いわゆる行政の谷間にあり、これらのものを救済するための手段にも幾多の課題がある。

昭和52年度 病床見舞支給状況

	見 舞 金	見 舞 物 資
昭和52年 4月	1	1
5月	5	5
6月	2	4
7月	2	4
8月	3	3
9月	2	2
10月	1	2
11月	1	1
12月	1	1
昭和53年 1月	1	1
2月	1	1
3月	1	2
合 計	21	27
前 年 度 計	11	13
対 比	+10	+14

4. 来信物の取次ぎおよび電話貸付

当地区の日雇労働者は、地区内簡易宿泊所を極く短期間で変更したり、期間を定めて、飯場に就労するため、郵便等来信物については、宛先が不定である。

このような場合、労働者の利便のため、当センターを連絡場所として利用させている。

センター気付労働者名の郵便物が届き、労働者に取り次ぎを行った状況は、下表のとおりである。

又、相談の過程において、緊急に電話による連絡を必要とし、かつ労働者が電話料金を持たない場合には、返済することを約束して、貸付を行っている。

電話貸付の主な内容は、126件中家族に送金を依頼するケースが59件で46.8%と最も多く、次いで、送金以外の家族との連絡が15件で11.9%となっている。

通話先の順位は、図のとおり、九州、中国、関東、近畿とつづいている。

貸付に係る料金の支払は、何らかの理由により、未返済のものもあるが、逐次返済されている。

昭和52年度
来信物取扱状況

	取扱件数
昭和52年 4月	78
5月	72
6月	94
7月	110
8月	111
9月	74
10月	79
11月	84
12月	109
昭和53年 1月	121
2月	83
3月	135
合 計	1,150
前年度計	904
対 比	+ 246



電話貸付先地域別

地 域	都道府県	件 数
九 州 (46) 36.5%	福 岡	21
	長 崎	12
	宮 崎	4
	熊 本	4
	鹿 児 島	3
	大 分	2
中 国 (16) 12.7%	鳥 取	5
	広 島	5
	山 口	4
	岡 山	1
関 東 (16) 12.7%	東 京	10
	埼 玉	4
	神 奈 川	2
近 畿 (13) 10.3%	兵 庫	8
	奈 良	3
	大 阪	1
	三 重	1
中 部 (12) 9.5%	愛 知	4
	福 井	3
	新 潟	2
	長 野	2
四 国 (10) 8.0%	富 山	1
	香 川	4
	高 知	3
東 北	徳 島	3
	宮 城	7
北 海 道		6
計		126



電話貸付月別処理

月	件 数	電話料	返金件数	返金 額
4	3	1,650	0	0
5	4	4,040	0	0
6	4	4,250	0	0
7	14	11,170	3	2,100
8	9	5,895	1	300
9	8	7,490	0	0
10	14	8,820	4	2,650
11	15	6,780	5	2,520
12	14	6,790	3	1,420
1	11	3,150	1	100
2	8	6,370	1	800
3	16	9,015	8	4,950
不明	6	4,200	3	2,100
計	126件	79,620円	29件	16,940円
		返済率	23.0%	21.3%

電話貸付内容別

貸 付 内 容	件 数	比 率
・家族への送金依頼	59件	46.8%
・家族との連絡 帰省のため-5 病気のため-2、他-8	15	11.9
・事業主(所)との連絡	4	3.2
・書類送付手続	4	3.2
・そ の 他	44	34.9
計	126件	100%